

# 日本国憲法と自由民主党憲法改正草案の要点比較

第5版

2016年6月25日

森松幹治

---

## 目次

### 第一部

総論	1
前文	2
前文に関連する重要条項	4
第二章一部	4
第九章 改正一部	5
第十章 最高法規	6
前文まとめ	6
第一章 天皇	7

### 第二部

第二章 戦争放棄／安全保障	10
第九章 緊急事態(草案のみ)	14

### 第三部

第三章 国民の権利及び義務	16
第四章 国会	19
第八章 地方自治	23
第九章 改正	24

(第五章内閣、第六章司法、第七章財政は別途)

参考資料〔社会契約説〕〔天賦人権説〕アメリカ独立宣言	25
----------------------------	----

関連文書「憲法を考える」<http://www.oryza101.com/html/kennpou.html>

# 第一部

総論 前文、第二章一部、第九章改正一部、第十章最高法規一部、第一章 天皇

## 総論

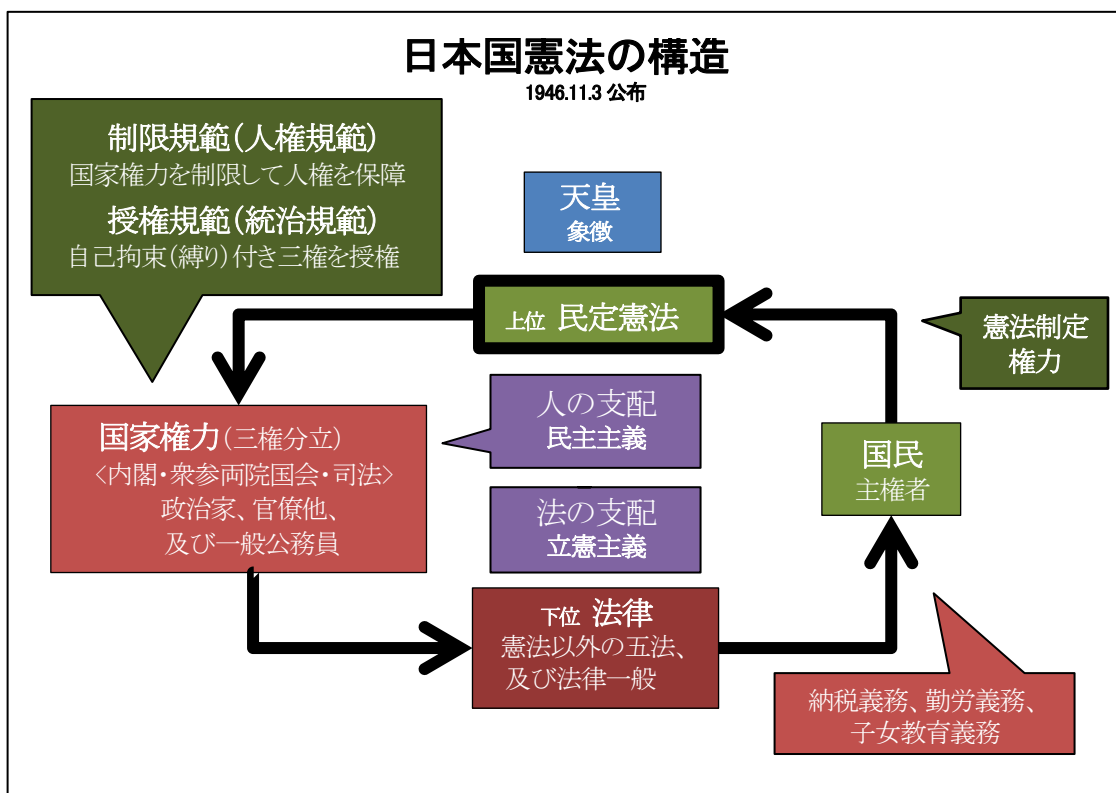
近世ヨーロッパ諸国において、市民革命により絶対王政が打倒されて新体制が樹立され、各国の革命政府では**国民主権**と自由と民主主義を旗印とする夫々の憲法がつけられた。

日本では第二次世界大戦戦後、**天皇主権**の明治憲法が廃止され、**国民主権・人権保障・平和主義**の三大原則を基本理念とする日本国憲法がつけられた。

近代憲法の急所 **国家権力は、人民が作り人民に奉仕するための機関**であり、故に**政府の権力濫用を防ぐため、人民は自らの代表を議会に送り常に権力を監視**する必要がある。

ジョン・ロック (1632-1704) 社会契約説に由来

**〔立憲主義〕** 近代憲法の方向性 主権者国民から国家権力へ **主権者が、国家権力に対し自由と基本的人権を守らせる**ことを主目的とする。その本意から**主権者国民の権利拡張に重きを置き、義務に関する規程は少なく**している。国家権力（狭義には政府あるいは行政権力）には、権力行使にあたり憲法の基本理念の枠内という制限と、同時に権力の濫用を防ぐ自己拘束（縛り）が課せられる。



森松 幹治 構成 2016.6.25

〔民主主義〕 17世紀のロックの社会契約説・民主主義の根本精神が、19世紀の「**人民の、人民による、人民のための政治**」リンカーンのゲティスバーグ演説（1863）に現れ、日本国憲法前文一段に取り入れられ、その後の各国の憲法に大きな影響を与えた。

**主な法律の方向性** 国家権力から主権者国民へ 「法令遵守の原則」が貫徹される。

**主格は主権者国民、目的格は国家権力、国家権力は単に主権者国民の国家統治の代理人にすぎない。国家権力は憲法の支配を受け（縛られ）、反転して主権者国民は法の支配を受ける（縛られる）。**日本国憲法の構造（立憲民主サイクル）はこれを図式化。

日本国憲法公布後70年を経過し、今や現憲法は近代憲法における歴史的文書になった。本来、**憲法制定権力は国家権力側ではなく、主権者国民側**にある筈である。それにも拘わらず、現在国家権力を握っている政府自由民主党から自民党改憲草案が出されている。

真逆方向の**国家権力側から出される改憲草案は、立憲主義に照らして如何なものか。**

一般に前文は全体を凝縮した基本理念が網羅されているとされる。

**主権者国民から国家権力へ向かう現憲法の根本構造が、草案でどこまで貫かれているか**との視点から、これより現憲法と草案の両者を比較する。

### 1.1 前文 本文比較

	現憲法	草案
一	<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、<b>政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。</b></p> <p>そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p>	<p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、<b>国民統合の象徴である天皇を戴く国家</b>であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて<b>統治</b>される。</p>
二	<p>日本国民は、<b>恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する</b>のであつて、<b>平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意</b>した。</p> <p>われらは、<b>平和を維持し、専制と隷従、圧迫と</b></p>	<p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、国と郷土を誇りと<b>気概</b>を持</p>

	偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。 <u>われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</u>	つて自ら守り、 <u>基本的人権を尊重</u> するとともに、 <u>和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成</u> する。
三	われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。	我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。
四	日本国民は、 <u>国家の名誉</u> にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。	日本国民は、 <u>良き伝統と我々の国家</u> を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

## 1.2 前文 要点比較

	現憲法	草案
一	<p>「日本国民」から始まり、「<u>政府の行為</u>によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」を挟んで、主権者が国民であることを宣言。</p> <p>日本国憲法の構造では、「<b>天皇</b>」は、<b>主権者国民と国家権力の相対関係とは異なる位置付け</b>がされた。</p> <p>「<u>国政は、①国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は②国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。</u>これは<b>人類普遍の原理</b>であり、・・・」</p> <p>①ジョン・ロックの社会契約説に由来し、②リンカーンのゲティスバーグ演説（1863）「人民の、人民による、人民のための政治」を踏み、高遠な<b>人類普遍の原理</b>で受ける。</p> <p>ロックの社会契約説に由来するアメリカ独立宣言（1776）、アメリカ合衆国憲法（1787）、フランス人権宣言（1789）、国連憲章（1945）等は、それぞれ近代憲章を継承し、<b>近代憲法の根幹を成す重要な文脈</b>である。</p>	<p>草案は、日本の歴史と文化の成立ちと共に天皇が国民統合の象徴とし、日本は「<u>天皇を戴く国家</u>」とし、「<u>統治される</u>」している。主格が誰なのか不明確。</p> <p>明治憲法体制下では、主格が「天皇」、目的格が「臣民」となり、日本は「天皇を戴く国家」として臣民は天皇に支配される存在だった。</p> <p>草案の主格が国民とすれば、「<u>国民が国民に対して統治される</u>」になり、<b>自家撞着</b>。</p> <p>この草案が、「<u>国民が天皇に統治される</u>」明治憲法体制を想定した意図があること自ら表白。</p> <hr/> <p><b>現憲法では「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と第十章最高法規第98条に、これに相当する文言があり、合わせて前文と最終章にて二重の縛りが掛かっている。</b></p> <p>これに対して<b>草案では現憲法にあった「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」重要文言を削除。</b></p> <p>草案第十一章最高法規（憲法の最高法規等）第101条に、これに相当する文言には確かにあるが、<b>草案では憲法擁護の姿勢が後退</b>している。</p>
二	<p>「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、<u>われらの安全と生存を保持しようと決意</u>した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう</p>	<p>草案は、「<u>①日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重</u>するとともに、<u>②和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成</u>」する。</p> <p>法は外部に現れた人の行為を規律するものであり、道徳は人の内心を規律するもの。〔コラム：法と道徳の違い〕8頁に詳述。</p>

	と努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。	これは明治憲法や先進諸国の近代憲法にもない <u>道徳を記述しており、憲法になじまない。</u> ①下線部分は、 <u>国民が国民に対して</u> となり、「 <u>国民が国家権力に基本的人権を守れ</u> 」と命じた憲法の基本理念に反し <u>自己撞着</u> 。 ②下線部分は、戦時中国民が天皇の赤子として国防のためとして軍隊に出征させられ、 <u>天皇を頂点して全国民を大家族とした、明治政府がつくりだした天皇制中央主権体制</u> を想起させる。
三	国際社会の中における日本の位置付けを自覚し、国際社会の各国のあり方を述べている。	<u>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長</u> させる。 二段の「自ら守り」と同様に「 <u>国民が国民に対して道徳や教訓を垂れる</u> 」ということになり、 <u>自家撞着</u> 。この文言は <u>主権者国民が国家権力に対して「個人主義・個人の尊重」擁護を命ずる近代憲法の基本理念に相反する。</u>
四	崇高な人類の理想と、国際社会に対しての「日本国民」の目的達成の誓いが、格調高く掲げられている。	明治維新以前の日本は、「 <u>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家</u> 」ではなかった。「 <u>天皇を戴く国家</u> 」は、 <u>明治維新以降明治政府</u> によってつくられた。 草案は、現憲法の「人類の理想」と目的達成の「日本国民」の誓いを削除し、「日本国民」に限定した子孫繁栄の願望に留まっている。

## 前文に関連する重要条項

### 要点比較 1 第三部 第三章 国民の権利及び義務

	現憲法	草案
第 9 条	第二章 戦争の放棄 <u>戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認。</u>	第二章 安全保障 <u>自衛権の歯止め外す、戦力保持、交戦権是認。</u>
第 11 条	第三章 国民の権利及び義務 国民は、すべての <u>基本的人権の享有を妨げられない</u> 。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、 <u>現在及び将来の国民に与えられる</u> 。	第三章 国民の権利及び義務 (基本的人権の享有) 国民は、全ての <u>基本的人権を享有する</u> 。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。 <u>「現在及び将来の国民に与えられる」</u> を削除した理由はなにか。
第 12 条	この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に <u>公共の福祉</u> のためにこれを利用する責任を負ふ。	(国民の責務) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、 <u>自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序</u> に反してはならない。 <u>「公益及び公の秩序」</u> 見解は後段にて記載。
第 13 条	すべて国民は、 <u>個人として尊重</u> され	(人としての尊重等) 全て国民は、 <u>人として尊重</u> される。生命、自

	<p>る。</p> <p><b>生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利</b>については、<b>公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重</b>を必要とする。</p> <p>「人間は皆それぞれに个性的で、この地球上には、双子を含めて同じ人間は一人しかいない」という厳粛な事実により、</p> <p><b>「人間は生まれながらにして自由・平等で幸福を追求する権利を持つ」というジャン=ジャック・ルソー</b> (1712-1778) の天賦人権説は、アメリカ独立宣言、フランス人権宣言で具体化され、<b>近代憲法の人類普遍的原理</b>とされる。</p> <p>近代憲法の究極目的は、<b>主権者国民が国家権力に対し「個人の尊厳」、「個人の尊重」を守らせる</b>とされる。</p>	<p>由及び幸福追求に対する国民の権利について、<b>公益及び公の秩序</b>に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p> <p><b>「公益及び公の秩序」</b> 見解は後段にて記載。 <b>「個人」</b>から<b>「人」</b>へ変更。その理由は何か。</p> <p>第二次世界大戦後、<b>明治憲法から日本国憲法へ革命的転換をした際に、明治憲法体制の家族中心主義・国家主義・全体主義は否定</b>された。</p> <p>戦後、民主主義・個人主義が標榜され利己主義に走るようになったことを悪とした、<b>明治憲法への回帰願望</b>が垣間見える。近代憲法の人類普遍的原理とされる<b>天賦人権説を否定</b>。</p> <p>個人主義とは、<b>国家や社会の権威に対して個人の権利と自由を尊重</b>を主張する立場。 <b>個人の尊厳を根本に据え、その権利と義務の発生原理を説く思想</b>。対語は<b>全体主義・集団主義</b>。ウイキペディア・フリー百科事典より転載</p>
<p>第12条、第13条 人権制約規定 まとめ</p>	<p>第12条と第13条は、第三章 国民の権利及び義務の「総論」に当る。</p> <p>第三章の<b>全ての基本的人権</b>に対して、「<b>濫用しない義務</b>」と「<b>公共の福祉に従う義務</b>」が<b>随伴</b>することが、憲法解釈上妥当とされている。</p>	<p><b>「公共の福祉」</b>から<b>「公益及び公の秩序に反しない限り」</b>変更している。</p> <p><b>「公益及び公の秩序に反しない限り」</b>の文言は、<b>国民一般に公益及び公序服従義務を課し、人権は常に公益・公序に反しない範囲でのみ認め</b>るという趣旨になる。</p> <p><b>「公共の福祉」</b>に対し、<b>人権を制約する「国家の安全や国家的利益（公益）」及び「社会的秩序の維持（公の秩序）」が入り込んではいけない</b>という見解は、現在法曹界の定説になっている。</p> <p>草案は、法律による人権制限を容易にした<b>明治憲法の「法律の留保のついた人権保障」と同じ</b>になり、この変更は不適切。草案の随所に義務規定を設けているのは、それに呼応する。</p>

要点比較2 改正 第九章／ 第十章 (10. 1にて詳説)

	現憲法	草案
<p>第96条</p>	<p><b>第九章 改正</b></p> <p>1項 この憲法の改正は、各議院の<b>総議員の三分の二以上の賛成</b>で、<b>国会が、これを発議</b>し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その<b>過半数の賛成</b>を必要とする。</p> <p>2項 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、<b>国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ち</b></p>	<p><b>第十章 改正</b></p> <p>第100条</p> <p>1項 この憲法の改正は、<b>衆議院又は参議院の議員の発議</b>により、両議院のそれぞれの<b>総議員の過半数の賛成</b>で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において<b>有効投票の過半数の賛成</b>を必要とする。</p> <p>2項 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。</p>

	にこれを公布する。	硬性憲法を容易に変えられる軟性憲法に改変している。国民の名で、この憲法と一体を削除。
--	-----------	--

### 要点比較 3 最高法規 第十章／第十一章

	現憲法	草案
第 97 条	<b>第十章 最高法規</b> この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。	<b>第十一章 最高法規</b> 日本国憲法にあった <b>第 97 条に相当する基本的人権条項を削除</b> 。
第 99 条	<b>天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員</b> は目的格になるため、憲法の趣旨に合致している。	(憲法尊重擁護義務) <b>憲法は、主権者国民が国家権力の権力濫用を防ぐ目的と、主権者国民が国家権力に対して「憲法を守れ」と命じるものとしてつくられた。</b> <hr/> <b>全て国民</b> では、主格国民と目的格国家権力を合わせたものとなり、主格に国民が入ると、 <b>国民が国民に命ずることとなり、自己撞着。</b> <hr/> 昨年、安倍政権は第 98 条・第 99 条の憲法違反を犯して安保法制を成立させた。 <b>自ら憲法尊重擁護義務を守らなかつた政権</b> が、国民に対してこの改憲提案する。これでは説得力に欠け <b>改憲提案をする資格を自ら損ねている。</b> <b>数々の憲法違反、権力濫用を行う現安倍政権・国家権力</b> に対し、現在主権者国民は「 <b>憲法をまもれ</b> 」の声を挙げている。

#### 前文まとめ

安倍首相は総理大臣就任以来、一貫して日本国憲法下の「戦後レジームからの脱却」が必要だと表明してきた。その上で政治家最後の使命として、この自民党改憲草案の成立を国民に図って成立させようとしている。

戦後 70 年間、戦前に比べてはるかに「人間は生まれながらにして自由・平等で幸福を追求する権利を持つことを認め、人権を尊重し、主権者国民の普段の努力によって自由と民主主義を国是とする平和国家」を築きあげてきたのは、現憲法下の「戦後レジーム」の成果ではなかったか。

草案の一段から四段までに共通する**国民が国民に対して、は全て自家撞着。現憲法は主格主権者国民、目的格国家権力**に対し、草案はこれを逆転し明治憲法体制の主格国家権力、目的格主権者国民を想定しているようだ。あたかも草案は、立憲主義・民主主義を貫いているかの如く無理に装おうとしているところに、**深刻な論理的破綻**が生じてくる。

**現憲法前文及び第三章国民の権利及び義務は、日本国民にとってアメリカ独立宣言にも相当する日本人権宣言**といえる。同宣言を書き直す暴挙は、アメリカ国民には到底受け入れられない。日本国憲法も日本国民にとり同様である。仮にこれを許せば、この先日本は先進諸国から文明国として

の対等な扱いが受けられなくなるだろう。この草案の前文及び第三章は、現憲法の改憲ではなく、**時代の進歩に逆行して、明治憲法体制に回帰しようとする新憲法制定を目論む恐るべき内容**である。

## 2.1 第一章 天皇 本文比較

	現憲法	草案
第1条	天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。	(天皇) 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
第2条	皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。	(皇位の継承) 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。
	規程なし。	<b>第3条 (国旗及び国歌)</b> 1項 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。 2項 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。
	規程なし。	<b>第4条 (元号)</b> 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する。
第3条	天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。	第5条 (天皇の権能) 天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない。
第4条	1項 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。 2項 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。	
第5条	皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。	第7条 (摂政) 1項 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名で、その国事に関する行為を行う。 2項 第5条及び前条第4項の規定は、摂政について準用する。
第6条	1項 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。 2項 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。	現憲法の第6条と第7条に相当する部分が草案の第6条に併合している。



<p>第7条</p>	<p>天皇は、<b>内閣の助言と承認</b>により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。</p> <p>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。</p> <p>二 国会を召集すること。</p> <p>三 衆議院を解散すること。</p> <p>四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。</p> <p>五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。</p> <p>七 栄典を授与すること。</p> <p>八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。</p> <p>九 外国の大使及び公使を接受すること。</p> <p>十 儀式を行ふこと。</p>	<p>第6条（天皇の国事行為等）</p> <p>1項 天皇は、<b>国民のために</b>、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長である裁判官を任命する。</p> <p>2項 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。</p> <p>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。</p> <p>二 国会を召集すること。</p> <p>三 衆議院を解散すること。</p> <p>四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行を公示すること。</p> <p>五 国務大臣及び法律の定めるその他の国の公務員の任免を認証すること。</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。</p> <p>七 栄典を授与すること。</p> <p>八 全権委任状並びに大使及び公使の信任状並びに批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。</p> <p>九 外国の大使及び公使を接受すること。</p> <p>十 儀式を行うこと。</p> <p>3項 天皇は、法律の定めるところにより、前2項の行為を委任することができる。</p> <p>4項 天皇の国事に関する全ての行為には、<b>内閣の進言</b>を必要とし、内閣がその責任を負う。ただし、<b>衆議院の解散については、内閣総理大臣の進言</b>による。</p> <p>5項 第1項及び第2項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う。</p>
<p>第8条</p>	<p>皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。</p>	<p>（皇室への財産の譲渡等の制限）</p> <p>皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与するには、法律で定める場合を除き、国会の承認を経なければならない。</p>

### 【コラム：法と道徳の違い】

法には強制力があるが、道徳には強制力がない。違法な行為に対して制裁が加えられるのが法。犯罪には刑罰、不法行為には損害賠償など、法を破ったものには一定の罰が科せられる。

一方、道徳は破っても罰はない。非道徳的なことをすれば、ただ周りからの非難だとか、つまはじきされるという制裁をうけることはあるが、実質的な効力のある強制はない。

（法の外面性）法は人間の外面、行為、態度を規律し、（道徳の内面性）道徳は人間の内面、意思、心情を規律する。法と道徳には違いがあるが人間の内面と外面は切り離せなく、道徳の基礎にあってこそ法がある。その意味で両者を別々のものとしてとらえるのではなく、あくまでこの両者は社会規範同士であり、お互いが必要とすることが法と道徳の関係といえる。

日本には聖徳太子が定めといわれる十七条憲法がある。これは国の根本法として、国のあり方、国の運営にあたる行政官に対する訓戒を述べた「道徳」であり、近代憲法のいう「法」とは異なる。

## 2.2 第二章 天皇 要点比較

	現憲法	草案
第1条		前文一段の要点比較の通り。
	規定なし。	<p><b>第3条 (国旗及び国歌) 新設</b>            (国旗及び国歌) 歴史的経緯            旧分権的幕藩体制を打倒(明治維新)して樹立した明治政府が、天皇制中央集権国家を形成した際に明治憲法がつくられ、のちに国家のシンボルとして国旗及び国歌(君が代)が採用された。</p> <p>第二次世界大戦後に明治憲法が廃止され、主権が、天皇主権から国民主権へ移行の歴史的な大転換をした。当時占領下にあったが、これを<b>8月革命</b>(擬制市民革命・明治憲法とは法的連続性が断絶)と称した(憲法学者宮沢俊義提唱)。</p> <p>明治維新と8月革命は、西欧諸国の市民が自力で旧体制から国家権力を奪取した意味でいう、本来の市民革命ではなかった。</p> <hr/> <p><b>欧米諸国では、市民革命後に憲法、国旗、国歌を制定</b>            市民革命後に憲法がつくられた先駆例としてフランスがある。その際に「自由・平等・友愛」の象徴として三色旗の国旗と、革命兵士の歌が国歌(ラ・マルセイエーズ)に決められた。市民革命に続く憲法は、国民自ら獲得したものだった。強制されたものではなく自身のものであるとして、フランス国民は国旗・国歌に強い愛着をもっている。</p> <hr/> <p><b>現憲法は、個人の思想・良心の自由を保障して多様な価値観を認め、単一の価値観を強制すること禁じている。</b>            明治憲法体制下で日章旗、君が代が使われてきた。日本国民は、戦前戦後を通じて同じ国旗及び国歌であることに対し、国民の一部には複雑な感情があり、国民の約一割が違和感を持っているという調査がある</p> <p>この一部に違和感を持つものがある以上、<b>憲法で規定し、更に法律に定めて国旗や国歌を強制することは人権侵害に当たる。</b></p> <p>1999年「国旗及び国歌に関する法律」の法制化は、以上の観点からも違憲立法だった。ましてこれを憲法条項に新設すべきではない。</p>
	規定なし。	<p><b>第4条 (元号) 新設</b>            これまで現憲法に明記がなく特に支障はなかった。特設したい理由は何だろうか。</p>
第3条	天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認	第5条 (天皇の権能) 国事に関する行為に変わった理由は何か。
第4条	国事に関する行為のみ	<p>第6条 (天皇の国事行為) 天皇の国事に関する全ての行為は<b>内閣の進言</b>を必要とした。</p> <p>「進言」とは、本来目下の者が目上に対して意見を述べる時に使う。憲法上「国民主権」により、国民が上位になるので、この用語は不適切。</p>
第7条	内閣の助言と承認	第7条 (摂政) 第5条から移設

## 第二部

### 第二章 戦争放棄／安全保障、第九章 緊急事態(草案のみ)

#### 3.1 第二章 戦争の放棄／安全保障 本文比較

現憲法 戦争の放棄	草案 安全保障
<p>第9条</p> <p>1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、<b>国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</b></p> <p>2項 前項の目的を達するため、<b>陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</b></p>	<p>第9条 (平和主義)</p> <p>1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、<b>国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。</b></p> <p>2項 前項の規定は、<b>自衛権の発動を妨げるものではない。</b></p>
<p>規程なし。</p>	<p>第9条の2 (国防軍) 新設</p> <p>1項 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2項 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、<u>法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</u></p> <p>3項 国防軍は、1項に規定する任務を遂行するための活動のほか、<u>法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</u></p> <p>4項 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、<u>法律で定める。</u></p> <p>5項 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、<u>法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。</u>この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p> <p>第9条の3 (領土等の保全等)</p> <p>国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>

### 3.2 第二章 戦争の放棄／安全保障 要点比較

現憲法	草案
<p><b>戦争の放棄</b></p> <p>第9条</p> <p>1項 <b>戦争放棄</b></p> <hr/> <p>2項 <b>戦力不保持、交戦権否認</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>安全保障</b></p> <p><b>第9条（平和主義）安全保障というタイトルに変更された。</b>          どこが<b>平和主義</b>なのか。用語と中身がまったく合っていないし、内容は<b>戦事条項</b>そのものだ。このような紛らわしい用語は使うべきではない。          本条1項は「戦争の放棄」には言及するが、前文2段で「<b>安全と生存を保持</b>」と「<b>永久にこれを放棄する</b>」を削除。論旨に一貫性がなく、羊頭狗肉だ。</p> <hr/> <p>2項では<b>戦力不保持・交戦権否認の削除、自衛権の発動をさまたげるものではない</b>としている。          この文言は、他国の「侵略」に対し専守防衛の個別的自衛権は認めている。その上で、<b>集団的自衛権行使容認まで拡大</b>させる可能性をも秘める。</p> <hr/> <p>集団的自衛権行使とは、自国の同盟国が敵国から攻撃された際に、同盟国を救うために援軍として自国が武力行使を行うもの。それは正に自国の領土外に軍隊が出す「<b>海外派兵</b>」を伴い、<b>国民の生命の危険が曝される戦争行為</b>を行うことになるので、日本は<b>敵国からの反撃・テロをも覚悟</b>する必要がある。</p> <hr/> <p>法律を整備する場合は、憲法の枠内とすることが大原則。          それに逸脱する<b>憲法解釈変更による安保法制案が2014年閣議決定された。</b>次いで<b>違憲の安保法制が2015年成立、国民の大多数の反対にも拘わらず、これは日本の憲政史上痛恨の悪例を残した。</b></p>
<p>規程なし。</p>	<p><b>第9条の2（国防軍）新設</b>          本条は、専守防衛を目的とした自衛隊を、国防軍（軍隊）に昇格させて、戦力と交戦権を持った軍隊をもつ普通に国とすることを目指す。          その結果、財政赤字の中で軍事費が更に増大し国民生活へのサービスが圧迫される。軍需産業の比重が増し武器輸出が始まる。          日本は、対外的に「戦争放棄」平和国家のブランドを失い、同盟国から国際紛争の解決の手段として武力行使に加担することが求められる。</p> <hr/> <p>「<b>軍隊とは戦争で国家を守るものであり、国民を守るものではない。</b>」          第二次世界大戦の戦死者が軍隊よりも民間人が上回った事実が示すように、戦争になると<b>軍隊が国民の生命や財産よりも、国家を優先</b>ことは世界の常識。  <b>国民の生命や財産を守る使命は、国内では警察や消防が当り、海上では海上保安庁が権益保全等の任に当たる。軍隊の本来任務は戦争時の交戦である。</b></p> <hr/> <p>本条の2（国防軍）          1号〔国防軍の役割・任務〕          2号〔1号規定の任務の遂行〕文民統制に該当          3号〔その他の任務の遂行〕          4号〔国防軍の機密保持〕          5号〔軍事裁判所〕          1号に「<u>国及び国民の安全を確保</u>」とし、「国」を先に「国民の安全の確保」後にしている。          第二次世界大戦終結時、戦時内閣は「<b>国体の保持</b>」を優先し、「国民の生命・財産」を後回しにした。ここでも<b>軍隊が国民の生命や財産よりも、国家を優先</b></p>

ことは世界の常識という本音が出た。

2号に、「国防軍は、前項の規定により任務を遂行する際は、「法律の定めにより」、国会の承認その他の統制に服する」とし、「法律の定めにより」の後に「国会の承認その他の統制」を付加した。

これでは「国会の承認」は絶対条件ではなく、「その他の統制」を可能とする。法律で定めれば、国会の事後承認で内閣総理大臣の判断で任務を遂行できる余地を残し、文民統制が後退する。

3号、4号、5号のすべてに、「法律の定めにより」が挿入し、「国会の承認」を省いている。

これでは国会のチェック機能が働かず、国防軍の独走を許す余地を残す。

3号に、「公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守る」の文言が挿入されている。これまで緊急治安対策は、従来警察業務として対応してきた。一方、現憲法第21条はデモ・集会などの（表現の自由）を保障している。

「公の秩序を維持し」は、第12条、第13条の人権制約規定と同じであり、この変更は不適切。更により強力な国防軍まで出動させる必要は全くない。

4号に〔国防軍の機密保持〕が「法律の定めるところにより」と規定されている。国民主権国において、国家の重要な情報は主権者国民のものである。草案は、国家による情報統制を可能とし、機密の対象や規制行為などの定め方によっては国民の知る権利を後退させるおそれがある。

#### 5号〔軍事裁判所〕

軍人や公務員が職務を遂行するにあたり犯した罪や軍事機密に関する罪を犯した場合には、国防軍に設置した特別の審判所で裁判を行うとする。規定では軍人及び公務員だけが対象になっているようにもみえるが、軍事機密に関する事件に関与している一般人も広く対象になる。

そして軍事機密に関する裁判において、その機密を保持したままで審理が行われるならば、現憲法及び草案82条の公開裁判の原則や同32条の裁判を受ける権利に反するおそれがあり、人権保障を大きく脅かすことになる。

---

#### 本条の3（領土と等の保全等）

前文二段の『国民は、国と郷土を誇りと気概をもって自ら守り』愛国義務について、「国民が国民に」との自家撞着を指摘した。本条項の『国が、国民と協力して領土等を守る』国が、国民に国防義務を課すものとしている。

現在、海上自衛隊は、わが国に対する武力攻撃からわが国を防衛することが主たる任務とし、海上保安庁は、治安の維持、海上交通の安全確保、海難の救助、海上防災・海洋環境の保全を使命としている。それぞれ専門的技能を有す国家権力に属する国家公務員である。

国家権力が主権者国民に防衛義務を課すということは、徴兵制を視野に入れていることを意味する。

前文二段愛国義務と本条項国防義務は、主格主権者国民が、目的格国家権力に対し基本的人権の保障を命じる立憲主義の本旨に相いれない。

---

## 第二章 安全保障 まとめ

この草案の中核である第二章安全保障は、前文と併せ、現憲法の三大基本理念の平和主義が後退し、人権保障の制限を含み、明治憲法体制に回帰する内容を秘め、多くの問題点・矛盾点を包含している。

	<p><b>第9条の「戦争の放棄」と「安全保障」議論のポイント</b></p> <p>1972年政府見解「個別的自衛権容認、集団的自衛権否認」、次いで同政府見解・憲法解釈を変え2015年「集団的自衛権行使容認の安保法制」が成立。</p> <p>前提1 現政権が可決した違憲「安保法制」をどう考えるか。</p> <p>前提2 違憲立法を行った自民党には、本来憲法改正をする資格はない。</p> <hr/> <p><b>現憲法・平和条項</b> 前文二段「恒久平和の希求」と、本条1項の「永久にこれを放棄する」の両方変えない場合、「戦争をしない平和国家」を希求。</p> <p><b>草案・戦争条項</b> 前文二段「恒久平和の希求」と、本条1項の「永久にこれを放棄する」の両方削除し、国防軍（戦力保持・交戦権是認）を保有。</p> <p>その結果は、日本は「戦争をする普通の国」になる。</p> <hr/> <p><b>主権者国民の立場から、「安全保障」について、次の三段階を考えてみる。</b></p> <p><b>議論1段階</b> 現憲法・平和条項にて、自衛隊のままで任務次に限定する。「集団的自衛権行使」を認めず、<b>専守防衛（個別的自衛権）</b>に徹する。</p> <p><b>議論2段階</b> 第1段階に加え、我が国の国際平和に貢献する責務として、仮に「海外派兵」を認める場合、どのような歯止めを課すか。</p> <p><b>例</b> <b>日本は他国を侵略しない国と宣言。</b> 国連と安保理の事前合意、更に内閣が独走しないように国会の事前承認の手続きを課す。</p> <p><b>議論3段階</b> 草案が含意する「<b>集団的自衛権行使</b>」は自衛隊から国防軍に昇格する。これをどう考えるか。</p>
--	---

## 参考 国家権力の指揮下にある暴力装置

（トマス・ホップス（1588-1679）が著作「リヴァイアサン」にて本質を喝破した表現）

警察	<p>日本の警察は、警察法2条1項の定めるところにより、個人の生命、身体および財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧および捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を責務とする行政の作用をいう。警察の行う活動を警察活動という。</p> <p>犯罪の予防や治安の維持などの活動を<b>行政警察活動</b>、既に起こった犯罪についての捜査や犯人逮捕などの活動を<b>司法警察活動</b>と呼び、日本の警察活動では、この両者が区別されている。</p> <p><b>騒乱・内乱を未然に防ぎ、国内の安寧を保つことを目的とする公安警察活動、また、発生した場合に鎮圧することを目的とする警備警察活動は、広義で行政警察活動に含まれるが、市民の人権に対して行使される公権力が強大であることから、特に別格に扱うこともある。</b></p>
海上保安庁	<p>日本政府が国土交通省の外局として設置・運営している<b>海上警察組織</b>。第二次世界大戦後の1948年、創設時の旧組織はアメリカ沿岸警備隊をモデルに設立された。</p> <p>海上保安庁は国土交通省の外局に属し、基本的に密漁や密輸、密入国といった<b>海の犯罪を取り締まる海上の警察</b>であり、海難事故に対応する海上の消防でもある。定員は2014年現在、13,208人。主に、海難救助・交通安全・防災及び環境保全・治安維持、<b>海洋権益の保全（領海警備・海洋調査）</b>を任務としている。</p> <p><b>諸外国の軍艦への対応は海上自衛隊が担当し、非軍事の公船や民間船舶への対応は海上保安庁が担当する。</b>法律上、明確に軍隊ではないとされている。</p>
自衛隊	<p>日本における防衛組織。陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊は、自衛隊法第3条第1項により「<b>我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、「公共の秩序の維持に当たる」</b>ものとされ、人命救助などの災害派遣や国連PKOへの派遣などの国際平和協力活動を副次的任務。1954年7月1日設立。</p> <p><b>日本国憲法の下、専守防衛に基づき、国防の基本方針および防衛計画の大綱の定めるところにより、他国からの直接および間接侵略に対して、国民の生命と財産を守ることを基本理念と</b></p>

する。内閣総理大臣が内閣を代表して最高指揮監督権を有し、防衛大臣が隊務を統括する。陸、海、空の三自衛隊を一体的に運用するための統括組織として統合幕僚監部が置かれ、防衛大臣は統合幕僚長を通じて、陸海空自衛隊に命令を発する。

ウィキペディア・フリー百科事典より抜粋

#### 4. 1 第九章 新設 緊急事態本文

##### 草案

###### 第98条（緊急事態の宣言）新設

1項 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、「内乱等による社会秩序の混乱」、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、「法律の定めるところにより」、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2項 緊急事態の宣言は、「法律の定めるところにより」、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3項 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、「法律の定めるところにより」、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4項 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

###### 第99条（緊急事態の宣言の効果）

1項 緊急事態の宣言が発せられたときは、「法律の定めるところにより」、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2項 前項の政令の制定及び処分については、「法律の定めるところにより」、事後に国会の承認を得なければならない。

3項 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、「法律の定めるところにより」、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4項 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、「法律の定めるところにより」、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

## 4.2 第九章 新設 緊急事態 要点

### 草案

仮に緊急事態発が発生した場合、およそ次のような手順で本条が適用される。

内閣総理大臣の緊急事態宣言により、国権の最高機関である国会の立法権を一時的に停止し、内閣は、国会の法律や予算の審議を必要とせずに自ら法律と同一の効力を有する政令をつくり、財政出動することが出来る。さらに内閣は、「法律の定めるところにより」(本条項の全てにかかる) 中央から地方への一元的な権力行使(指令・伝達・強制)が出来る。

主格(主権者国民)・目的格(国家権力)から、主格(国家権力)・目的格(主権者国民)へ方向が逆転。国家権力(内閣が全権を掌握)が主権者国民を統治へ。即ち国家は、内閣が立法権と財政権を持つ民主国家から独裁国家へ変貌する。

草案の緊急事態条項がなくても、現憲法下で、既に法制化され適用できる法制群

①我が国に対する外部からの武力攻撃 → 有事法制の適用

②内乱等による社会秩序の混乱 → 警察法、消防法の適用

③大規模な自然災害発生時 → 災害対策基本法の適用

緊急事態発生時には、現地市町村の首長が対策本部を設置し、予め想定した手順(或は訓練)で現場の災害実態を把握して迅速な対応を図る。

④その他法律で定める緊急事態

現憲法制定後 70 年間、①から④までの草案が想定する緊急事態に対して、一度の改憲も行わず、国会にて法律を立案・審議・修正しながら、各種法制を整備しながら対応してきた。

現憲法下において、仮に衆院解散時に緊急事態が発生して現有法制で対処できない事態が起きた場合、憲法第 54 条 2 項〔参議院の緊急集会〕にて必要な法律をつくり対処することができる。

※草案の緊急事態条項は、明治憲法の緊急勅令(8 条)、緊急財政処分(70 条)の焼き直しにほかならない。それらは明治憲法下、戒厳(14 条)、非常大権(31 条)とともに濫用され、人間の尊厳をないがしろにしてきた歴史がある。日本のみならず各国における緊急権条項の濫用(ヒトラー等)の苦い経験を踏まえて、現行憲法はあえてこの種の規定を設けなかった。

今回、東日本大震災を契機にこの規定が検討されてきた経緯に鑑みると、災害対策に名を借りて、戦時への備えを進めようとする意図が透けてみえる。緊急事態条項は、非常事態への対処を理由として、憲法による規律及び国会のコントロールを逃れ、権力を内閣に集中させ、人権制限を容易にするものであり、近代憲法の骨格ともいえる立憲主義、権力分立原理、人権保障を骨抜きにしかねない。

本条では、緊急事態宣言を行うことができる場合自体が、「内乱等」「地震等」「その他法律で定める緊急事態」と憲法上、全く限定がなされていない。よって、立憲主義の否定という異常事態が常態化するおそれすらある。

また、緊急事態指示服従義務(草案 99 条 1 項)を課している点は、立憲主義の精神には合致しない。一定の人権を尊重するような規定が置かれているが、こうした断りを入れざるを得ないほど人権が侵害されることが想定されていることの表れである。草案 99 条 3 項にある「基本的人権に関する規定は、最大限尊重されなければならない」とする規定は実質的にはほとんど人権侵害に歯止めをかける機能を有しないであろう。

緊急事態という名の下にインターネットによる情報規制などを含めどのような人権侵害も可能となるであろう。

現憲法は、憲法改正に総議員の三分の二以上の賛成を要する。仮に憲法改正が行われ同様の手続き



が必要になり、簡単に元に戻すことができない。そこが法律と異なる**硬性憲法**の所以である。

草案が想定する緊急事態は、**国家権力と憲法の基本理念（国民主権・人権尊重・平和主義）と鋭く対立**。以上により**安倍政権の憲法を破壊する改憲「緊急事態条項」** 企ては**絶対に阻止しなければならない**。

※（出所）東京弁護士会 伊藤真 自由民主党「日本国憲法改正草案」抜粋 2013.3.8  
第九章 緊急事態を抜粋 <http://www.jicl.jp/jimukyoku/images/20130131.pdf>

## 参考資料 緊急事態

憲法上の国家緊急権 矢部明宏 / 山田邦夫 / 山岡 規雄

<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2003/1/20030104.pdf>

「緊急事態」に関する資料 衆議院憲法審査会事務局 2013. 5

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi087.pdf/\\$File/shukenshi087.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi087.pdf/$File/shukenshi087.pdf)

## 第三部

第三章 国民の権利及び義務、第四章 国会、第八章 地方自治、第九章 改正

（第五章内閣、第六章司法、第七章財政は別途）

### 5. 1 第三章 国民の権利及び義務

（本章全文は現憲法と草案との比較対象表全文を参照のこと）

### 5. 2 第三章 国民の権利及び義務 要点比較

既に前文関連重要条項の要点比較にて記述した、第 11 条から第 13 条は省く。

憲法の構造上、主格と目的格は、夫々「主権者国民」と「国家権力」を再確認。

	現憲法	草案
第 14 条	3 項 栄誉、勲章その他の栄典の授与はいかなる特権も、 <b>伴わない</b> 。	（法の下での平等） <b>「伴わない」を削除</b> している。 「自由・平等」の民主国家において、 <b>栄典の特権化</b> をして、憲法に入れたい理由は何なのか。
第 15 条	<b>外国人参政権</b> 3 項 成年者による普通選挙	（公務員の選定及び罷免に関する権利等） <b>「日本国籍を有する」</b> 成年者による普通選挙は、草案 94 条 2 項にも同様に <b>「日本国籍を有する」</b> が付加している。このような内向き姿勢で国際社会の理解が得られるだろうか。
第 18 条	1 項 何人も、いかなる <b>奴隷的拘束</b> も受けない。	（身体の拘束及び苦役からの自由） 1 項 何人も、 <b>その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的關係において身体を拘束されない</b> 。対象者を <b>「社会的又は経済的關係」に限定し、「政治的關係」を意図的に抜いている</b> 。
第 19 条		（思想及び良心の自由）

	1項のみ 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。	1項 思想及びヨ雨林の自由は、 <b>保障する</b> 。 第19条の2「 <b>個人情報</b> の <b>不当取得の禁止等</b> 」を追加。 <b>私人に個人情報不当取得禁止義務を課す規定</b> 。 情報の自由な流通は表現の自由の本質部分であるが、 <b>情報取得が制約されると、表現の自由を侵害する</b> 他、それにより支えられている <b>民主主義そのものに重大な障害</b> をもたらすおそれがある。 更に、国民が政治家や公務員の適格性を正確に判断する情報源も絶たれる可能性が生まれる。
第20条	1項 いかなる宗教団体も、国から <b>特権</b> を受け、又は政治上の <b>権力</b> を行使してはならない。 3項 国及びその機関は、 <b>宗教教育</b> その他いかなる <b>宗教的活動</b> もしてはならない。	(信教の自由) 1項 いかなる宗教団体に対しても、 <b>特権を与えてはならない</b> 、とし「 <b>政治上の権力を行使してはならない</b> 」を削除している。 3項 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の <b>宗教的活動</b> をしてはならない。ただし、 <b>社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない</b> 。 第89条1項 公金その他の公の財産は、 <b>第20条第3項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない</b> 。 <b>国の靖国参拝から地方公共団体の地鎮祭挙行にいたるまで、公務員の宗教活動を行えるようにするもの。この例外には正当性が認められない。</b>
第21条	1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。	(表現の自由) 2項 前項の規定にかかわらず、「 <b>公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない</b> 」を追加。 <b>「公益及び公の秩序」は第12条、第13条にも同様の文言がある人権制約規定である</b> 。 本現憲法と草案の比較1/3にて見解を述べた。本条項について、1/3と同様の見解とする。
		第21条の2 (国政上の行為に関する説明の責務) 国は、国政上の行為につき <b>国民に説明する責務</b> を負う。現憲法にない条項を草案に付加している。 国民が国の国政上の行為について説明を求める権利に対して、説明が国の責務とするにとどまり、 <b>国民の知る権利について明確</b> にしていなかった。
第22条	1項 何人も、 <b>公共の福祉に反しない限り</b> 、居住、移転及び職業選択の自由を有する。	(居住、移転及び職業選択等の自由等) 1項 「 <b>公共の福祉に反しない限り</b> 」を削除している。 現憲法のこの条文は「 <b>自由競争から生じる格差を是正し、社会的・経済的弱者を救済するために、社会的・経済的強者の人権を制限する根拠</b> 」とされていた。 これを削除すると、この根拠が失われる。
第24条	1項 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とし	(家族、婚姻等に関する基本原則) 1項 「 <b>家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない</b> 」 現憲法の1項、2項を2項、3項に繰り下げこの

	<p>て、相互の協力により、維持されなければならない。</p> <p>2 項 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>	<p>文言を1項に付加している。</p> <p><b>すべて人間は生まれながらに自由かつ平等で、幸福を追求する権利をもつことは立憲主義の人権思想である。個人の尊厳、個人の尊重が「家族」や「社会」に優先する。</b>現代は婚姻、離婚についても多様なライフスタイルがうまれている。人がどのように生きるかは<b>道徳の範疇であり、憲法が取り扱う事項ではない。</b></p>
第25条	<p>1 項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>2 項 国は、<b>すべての生活部面</b>について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>(生存権等)</p> <p>1 項 現憲法と同じ。</p> <p>2 項 <b>国民生活のあらゆる側面</b> 現憲法の文言を変更した。</p>
	規定なし。	<p>第25条の2 (環境保全の責務)</p> <p>「国は、国民と協力して、国民の良好な環境を」の文言に「<b>国民と協力して</b>」が加わり、<b>国民にも環境保全義務を課している。</b></p> <p><b>最初から国の責務を逃れる道を用意する文言は不適切である。</b></p>
	規定なし。	<p>第25条の3 (在外国民の保護)</p> <p>国防軍(草案9条)と連動し、国防軍海外派兵の根拠規定になる。<b>戦前に日本が行った多くの戦争は在外国民保護目的で行われたといわれている。</b></p>
	規定なし。	<p>第25条の4 (犯罪被害者等への配慮)</p> <p>被告人・被疑者の人権規定と矛盾し、それらの人権を実現する妨げになる。憲法が刑事手続上の人権を定めた理由は、被疑者・被告人が国家権力と対立ことによる。</p> <p>この規定を置くと、被疑者・被告人と対立するのは、国家権力ではなく被害者かのような誤解を生むおそれがある。</p> <p><b>被害者の保護は、刑事手続における重要なテーマであるが、それは現憲法下でも十分考慮することができるし、現時点で考慮されていない問題は、国会や政府の怠慢に由来するのであり、憲法に規定がないことが原因ではない。</b></p>
	規定なし。	
第26条	<p>1 項 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 項 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる</p>	<p>(教育に関する権利及び義務等)</p> <p>1 項、2 項は現憲法と同じ。次の3項が付加された。</p> <p>「<b>国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。</b></p> <p><b>教育環境整備の名の下に、教育への介入の手掛かりに使われる危険がある。</b></p>

	義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。	
第28条	勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	(勤労者の団結権等) 1項に2項が附加された。 2項 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。 公務員の人権制限の根拠を「全体の奉仕者」に求めることには、現憲法の解釈上も学説からの異論が強い。 公務員制度改革の一環として協約締結権が認められるなど、公務員の労働基本権保障は拡大しつつある。 この規定はその障碍となる。
第29条	1項 財産権は、これを侵してはならない。 2項 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 3項 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。	(財産権) 1項 財産権は、保障する。 2項 財産権の内容は、「公益及び公の秩序に適合」するように、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。 2項に「公益及び公の秩序に適合」と「知的財産権」を定めた。「公益及び公の秩序」は第12条、第13条にも同様の文言がある人権制約規定である。本現憲法と草案の比較1/3にて見解を述べた。本条項について、1/3と同様の見解とする。
第36条	公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。	(拷問及び残虐な刑罰の禁止) 「絶対に」を外せば規範力は低下する。
第37条		(刑事被告人の権利) 国選弁護人が被疑者に付されることは憲法上の要請と解すべきだから、憲法改正に際して、その主体を「被告人・被疑者」と併記すべきである。しかし、草案では「被告人」とされている。
第38条	1項 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。 2項 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。 3項 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。	(刑事事件における自白等)  「又は刑罰を科せられ」が削除されているので「刑罰を科すことが可能」になる。刑罰による自白強要が可能になり、人権が無視される。

6.1 第4章 国会（本章全文は現憲法と草案との比較対象表全文を参照のこと）

6.2 第4章 国会 要点比較

	現憲法	草案
第47条	選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。	<p>（選挙に関する事項）</p> <p>&lt;付加された文言&gt;</p> <p>この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、<u>行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。</u></p> <p><b>1人1票原則は、人格価値の平等が選挙権に投影されたものであるから、そこでは人口比例原則が厳格に貫かれなければならない。</b></p> <p>この付加された文言は、<b>1人1票原則の緩和の意図があるように汲み取れる。個人の権利拡大と国民主権の実現が後退する。</b></p>
第56条	<p>1項 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、<b>議事を開き</b>議決することができない。</p> <p>2項 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p>	<p>（表決及び定足数）</p> <p>1項 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>2項 両議院の<b>議決</b>は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければすることができない。</p>
第63条	<p>内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。</p> <p>又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。</p>	<p>（内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務）</p> <p>現憲法を下記に変えた。</p> <p>1項 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、議案について発言するため両議院に出席することができる。</p> <p>2項 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。</p> <p>現憲法に付加された文言。「ただし、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない」。国務大臣の議員出席義務は議院内閣制の根幹の1つである。</p> <p>この<b>例外を明文化することは、議会主義、国民主権を後退</b>させるおそれがある。</p>
第64条	<p>1項 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>2項 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p>	<p>（弾劾裁判所）</p> <p><b>異質な政党条項</b>が付加された。</p> <p><b>第64条の2（政党）</b></p> <p>1項 国は、<u>政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。</u></p> <p>2項 政党の政治活動の自由は、保障する。</p> <p>3項 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。</p>

		<p>2 項の「公正」や「健全」には様々なものを含みうる。</p> <p>これを法定化すると、<b>多数派政党による少数派政党の規制・弱体化が可能となり、多様な政党を結成する自由を抑制</b>する可能性をもつ。</p>
第 66 条	<p>1 項 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。</p> <p>2 項 内閣総理大臣その他の国務大臣は、<b>文民でなければならない</b>。</p> <p>3 項 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。</p>	<p>(内閣の構成及び国会に対する責任)</p> <p>現憲法 66 条 2 項が、「文民でなければならない」と定めるのに対して、草案は「<b>現役の軍人であってはならない</b>」とする。</p> <p>現役軍人は除いているが、退役軍人は排除していない。<b>退役軍人の中に軍国主義的思想をもつ者もあり、この条項の「文民でなければならない」が後退する。</b></p>
第 72 条	<p>内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。</p>	<p>(内閣総理大臣の職務)</p> <p>現憲法を下記に変えた。</p> <p>1 項 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、<b>その総合調整を行う</b>。</p> <p>2 項 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般国務及び外交関係について国会に報告する。</p> <p>3 項 <b>内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する</b>。</p> <p>草案 54 条 1 項で内閣総理大臣に衆議院の解散権を与え、同 72 条 1 項で行政各部の指揮監督権と総合調整権を与え、同条 3 項で国防軍の最高指揮権を与えている。</p> <p>これほどに内閣総理大臣の権限を強化している。内閣総理大臣の選任手続における国民の関与を強める仕組みを導入し、現憲法以上の民主的正当性を強める工夫をすべきではないか。</p>
第 73 条	<p>内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。</p> <p>一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。</p> <p>二 外交関係を処理すること。</p> <p>三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。</p> <p>四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。</p> <p>五 予算を作成して国会に提出すること。</p>	<p>(内閣の職務)</p> <p>六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、<b>義務を課し、又は権利を制限する規定</b>を設けることができない。</p> <p>法律留保事項として現条六号に「<b>罰則</b>」だけを明示したのに対して、草案はそれを拡大し、「<b>義務を課し、権利を制限</b>」するところまで広げる。</p> <p>民主主義が進化した現在、この侵害留保の考え方を一歩進め、民主主義的に重要な事項にも法律によりコントロールを及ぼす考え方が有力である。</p> <p>この草案が、改正によって法律留保事項の範囲に決着をつける趣旨を含むとすれば、その範囲は狭きに失するとのそしりを免れない。</p>

	<p>六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、<b>罰則</b>を設けることができない。</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>	
第77条	<p>1項 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。</p> <p>2項 <b>検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。</b></p> <p>3項 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。</p>	<p>第77条（最高裁判所の規則制定権）</p> <p>2項 検察官、<b>弁護士その他の裁判に関わる者</b>は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。</p> <p><b>現条2項で、あえて検察官に対してのみ最高裁判所規則に従うべき規定を置いているが、これを弁護士にも広げた。</b></p> <p>検察官は法務省管轄の国家権力側の公務員である。一方、<b>弁護士は主権者国民の側にあり検察官とは立場が異なる</b>。憲法は主権者国民が国家権力に対する命令書であることから、現憲法のような遵守義務を検察官だけに課すことは当然である。主権者国民側の弁護士に課すことは、<b>自分が自分に課す自家撞着（矛盾）</b>。</p>
第79条	<p>1項 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。</p> <p>2項 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後<b>十年を経過した後</b>初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。</p> <p>3項 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。</p> <p>4項 審査に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>5項 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。</p> <p>6項 最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。</p>	<p>（最高裁判所の裁判官）</p> <p>2項 最高裁判所の裁判官は、その任命後、「<b>法律の定めるところにより</b>」、国民の審査を受けなければならない。</p> <p>草案はこれを「<b>法律の定めるところにより</b>」に変えている。</p> <p>これでは、<b>その法律の内容次第では、たとえば審査を1回限りとする仕組みも想定され、最高裁判所が憲法保障に後ろ向きの態度をとるときに、それを是正する機能を国民審査が果たせなくなるおそれがあり、国民主権の後退につながる</b>。</p>

7 第5章内閣、第6章司法、第7章財政は別途

8. 1 第8章 地方自治（本章全文は現憲法と草案との比較対象表を参照のこと）

8. 2 第8章 地方自治 要点比較

	現憲法	草案
第92条	<p>地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p>	<p>（地方自治の本旨）</p> <p>1項 地方自治は、住民の参画を基本とし、<b>住民に身近な行政</b>を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。</p> <p>2項 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。</p> <p>3項 国及び地方自治体は、<b>法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない</b>。地方自治体は、相互に協力しなければならない。</p> <p>現憲法の解釈として「<b>地方自治の本旨</b>」は、<b>団体自治と住民自治によって構成</b>されると考えられてきた。</p> <p>しかし草案が明確化した「地方自治の本旨」の定義からは実質的に<b>団体自治は除外</b>されている。この草案92条1項のよって、<b>地方自治体には住民に身近な、しかも行政のみを行わせ</b>、さらに草案95条において、<b>地方自治体の財産管理・行政執行権能を憲法上削除し、単に「その事務を処理する権能を有」するのみ</b>とすることにより、その権限を弱体化させている。国政に対する抑止力として働く地方自治体の機能を減殺させようとする思想が読み取れるからである。</p> <p><b>公権力を国と地方に分散して抑制と均衡を働かせることで濫用を防ぎ、人権を保障する</b>という<b>団体自治の思想は排除</b>されている。</p> <p>中央から独立した団体が自治を行うことを否定することは、<b>自由主義・権力分立の観点からも大きな問題</b>ある。</p> <p>「<b>住民に身近な行政</b>」とそれ以外の行政という<b>役割分担論は、地方から一定の権限を奪い、また国の事務や負担を地域住民に押しつける</b>ことに利用されるおそれがあり、地方自治を弱体化する。</p> <p>さらに、2項では、<b>地方自治負担分担義務を住民に課することは立憲主義とは相容れない</b>。</p>
第93条	<p>1項 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p>2項 地方公共団体の長、そ</p>	<p>（地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等）</p> <p>1項 地方自治体は、<b>基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体</b>とすることを基本とし、その種類は、<b>法律で定める</b>。</p> <p>2項 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、<b>地方自治の本旨に基づいて、「法律で定める」</b>。</p>



	の議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。	<p>3項 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。</p> <p>道州制の文言はないが、現在草案が規定するような地方自治の2段階構造自体にも争いがある。</p> <p>また、3項の自治体協力義務については、<b>地方自治体が手続的に関与できない「法律」というルールで定められてしまう点は、団体自治の点から大きな問題</b>である。その結果、自治体による平和活動や住民による身近な平和活動が阻害される危険が大きい。</p>
		<p>第96条（地方自治体の財政及び国の財政措置）</p> <p>1項 地方自治体の経費は、条例の定めるところにより課する地方税その他の自主的な財源をもって充てることを基本とする。</p> <p>2項 国は、地方自治体において、前項の自主的な財源だけでは地方自治体の行うべき役務の提供ができないときは、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p> <p>3項 第八十三条第二項の規定は、地方自治について準用する。</p>
第95条	一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその <b>過半数の同意</b> を得なければ、国会は、これを制定することができない。	<p>(地方自治特別法)</p> <p>特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において<b>有効投票の過半数の同意</b>を得なければ、制定することができない。同意条件を緩和している。</p>

10. 1 第九章 改正（本章全文は現憲法と草案との比較対象表全文を参照のこと）

10. 2 第九章 改正 要点比較

	現憲法	草案
第96条	<p>1項 この憲法の改正は、各議院の<b>総議員の三分の二以上の賛成</b>で、国会が、これを<b>発議</b>し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その<b>過半数の賛成</b>を必要とする。</p> <p>2項 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇</p>	<p>第100条</p> <p>1項 この憲法の改正は、<b>衆議院又は参議院の議員の発議</b>により、両議院のそれぞれの総議員の<b>過半数の賛成</b>で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において<b>有効投票の過半数の賛成</b>を必要とする。</p> <p>2項 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。</p> <hr/> <p>世界的に見た場合、日本よりも厳格な改正手続でありながら、スイス憲法やアメリカ合衆国憲法などはたびたび改正が行われている。憲法改正が事実として行われたかどうかは、改正手続の厳格さによるのではなく、むしろ、政治的・社会</p>

<p>は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。</p>	<p>的变化によって改正の要求が生じたかどうかによるところが大きい。</p> <p>言い換えれば<b>主権者である国民が憲法改正を求めているかどうか</b>が<b>重要</b>なのである。</p> <p>もし国会の発議が過半数で行われるならば、独裁権力に率いられた国会の多数派が、ある種の政治的ムードのもとに国民投票を行い、多数派の意に沿うように憲法を改正し、少数派の人権を弾圧する危険があるのである。</p> <p>現憲法が発議要件を過半数ではなく<b>3分の2</b>としたのは、<b>少数派の人権を守るという立憲主義思想の端的な表れ</b>である。</p> <p><b>国会の過半数を獲得した政権与党だけの提案によるのではなく、野党である他党も賛同できるような合理的な内容に落ち着くまで十分な審議討論を重ねて、合意を得た上で国民に提案することを現行憲法は予定</b>しているのである。</p> <p>また、強行採決含みの「過半数」による改憲の提案（発議）が国民投票の過半数で承認され、それが次期政権で同様の手続により揺り戻されることが繰り返されるとすれば、憲法の安定性の価値は完全に失われてしまう。</p> <p>憲法は最高法規なのであるから、時の政権、政治状況によってふらふらと揺れ動くものであってはならない。</p>
--	---

## 11 最高法規 前文の項に記載したため、記述を省略。

### 参考資料

伊藤真（日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長） 自由民主党「日本国憲法改正草案」について 2013.3.8<http://www.jiic.jp/jimukyoku/images/20130131.pdf>

### (参考)社会契約説

- ・社会・国家は、自由で平等な諸個人の契約によって政治社会が成立したとする政治学説。
- ・17～18世紀のイギリス・フランスで、ホブズ・ロック・ルソーらによって主張された。
- ・契約という概念は中世ヨーロッパですでに存在していたが、中世においてはレーンと呼ばれる期限付きで授与される財貨を意味し、封建領主からその臣下に勤務と誠実を果たすという契約によって与えられていた。これが当時の社会秩序を形成していた。
- ・この観念が政治的共同体である国家の建設に理論的に適用された。

「本来自由で独立した人民が、将来彼らを支配するであろう者と取り交わす」という統治契約と、「社会的に独立した存在の人間との結合、あるいは社会の統一を行うための結合」という2つの種類が存在した。これが社会契約・統治契約は宗教的な契約とつながりをもっていたが、自然法思想の発展により社会契約論に発展していった。

## 社会契約説を唱えた思想家

	著作	自然状態	理想的な政体
ホブズ	「リヴァイアサン」	万人の万人に対する闘争	絶対君主制
ロック	「統治二論」	自由・平等で一応平和な状態	人民が立法権を中心とした政府に信託する体制、抵抗権も承認
ルソー	「社会契約論」	自由で平等で平和な理想的状態	人民の主権により、主体の意志である一般意志に従う（直接民主政）

### トマス・ホブズ(1588～1679)

- ・『リヴァイアサン』（1651年）において、次のような主張をした。
- ・人間が自然権として生き長らえる権利、「自己保存の権利」をもっているとする。しかし、国家や社会が形成される以前の状態（自然状態）は、人と人が厳しい生存競争をする戦争状態とされる。
- ・この「万人の万人に対する闘争」状態のままでは自己保存の権利は保障されない。ゆえに平和な市民社会を築くべく、社会契約を結んで、国家や社会を形成すると考えた。そのためには、契約を遵守すべく主権者を選び、その人に絶対的な服従を誓う。
- ・ホブズは君主のような強力な主権者が必要と考えていたという点で、王権神授説に近いようだが、その理由付けは明確に違っている。
- ・つまり、君主が支配するのが正しいとするにせよ、それは被支配者の権利を守るために必要であるとされているからである。

### ジョン・ロック(1632～1704)

- ・『統治二論後編市民政府論』（1690年）の中で、自然権の理念をさらに具体化し、すべての個人は生命・健康・自由・財産の権利をあたえられているとした。これらを「所有」の権利と呼び、それらが侵害されないように、人々は相互に社会契約を結び、国家をつくらしている。近代の立憲主義の基礎をつくった。
- ・ロックはホブズと異なり、自然権は「委譲」できないものとしている。契約によって人々は固有の権利を守るために権限を政府に「信託」しているにすぎないわけだから、この目的に反する場合、「抵抗の権利」を行使することが可能である（抵抗権）。
- ・自然権を守るために、権力の専制化を防止しなければならないと考えて、三権分立で有名なモンテスキューに先駆けて権力分立の必要性を説いた。

ジャン＝ジャック・ルソー(1712～1778)

・用語も論点も独特で、ホッブズやロックとそのまま比較できないが、著書の『社会契約論』(1762年)で次のような主張をした。

- ・主権の担い手は主体的個々人の集合体である「人民」である(人民主権)。
- ・その主権は不可分・不可譲なので、政府に「委譲」できない。
- ・主権は代表することはできないので、代議政治は否定され、直接民主制を強調。
- ・その内容が明確ではないものの、きわめてラディカルな人民主権論となっている。

〔社会契約説〕より転載 <http://note.masm.jp/%BC%D2%B2%F1%B7%C0%CC%F3%C0%E2/>

---

## 参考資料

### 天賦人権説

・すべて人間は生まれながらに自由かつ平等で、幸福を追求する権利をもつという思想。ジャン＝ジャック・ルソーなどの18世紀の啓蒙思想家により主張され、アメリカ独立宣言や後のフランス人権宣言に具体化された、近代憲法の普遍的原理となった。現在天賦人権説は先進諸国が共有する価値観とされている。

---

国務省出版物 米国の歴史と民主主義の基本文書

About THE USA アメリカンセンター <http://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/2547/>

### 独立宣言(1776年) 転載

1776年7月4日第2回大陸会議により採択

13のアメリカ連合諸邦による全会一致の宣言

人類の歴史において、ある国民が、他の国民とを結び付けてきた政治的なきずなを断ち切り、世界の諸国家の間で、自然の法と自然神の法によって与えられる独立平等の地位を占めることが必要となったとき、全世界の人々の意見を真摯に尊重するならば、その国の人々は自分たちが分離せざるを得なくなった理由について公に明言すべきであろう。

われわれは、以下の事実を自明のことと信じる。すなわち、すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられているということ。こうした権利を確保するために、人々の間に政府が樹立され、政府は統治される者の合意に基づいて正当な権力を得る。

そして、いかなる形態の政府であれ、政府がこれらの目的に反するようになったときに

は、人民には政府を改造または廃止し、新たな政府を樹立し、人民の安全と幸福をもたらす可能性が最も高いと思われる原理をその基盤とし、人民の安全と幸福をもたらす可能性が最も高いと思われる形の 権力を組織する権利を有するということ、である。もちろん、長年にわたり樹立されている政府を軽々しい一時的な理由で改造すべきではないことは思慮分別が示す通りである。

従って、あらゆる経験が示すように、人類は、慣れ親しんでいる形態を廃止することによって自らの状況を正すよりも、弊害が耐えられるものである限りは、耐えようとする傾向がある。しかし、権力の乱用と権利の侵害が、常に同じ目標に 向けて長期にわたって続き、人民を絶対的な専制の下に置こうとする意図が明らかであるときには、そのような政府を捨て去り、自らの将来の安全のために新たな保障の組織を作ることが、人民の権利であり義務である。

これらの植民地が耐え忍んできた苦難は、まさにそうした事態であり、そして今、まさにそのような必要性によって、彼らはこれまでの政府を変えることを迫られているのである。現在の英国王の治世の歴史は、度重なる不正と権利侵害の歴史であり、そのすべてがこれらの諸邦に対する絶対専制の確立 を直接の目的としている。このことを例証するために、以下の事実をあえて公正に判断する世界の人々に 向けて提示することとする。

[中略、国王暴政 18 項目の事実と 8 項目の法律を列挙——省略]

こうした弾圧のあらゆる段階で、われわれは最も謙虚な言辞で是正を嘆願してきた。われわれの度重なる 嘆願に対しては、度重なる権利侵害で応えたに過ぎない。このように、専制君主の定義となり得る行為を特徴とする人格を持つ君主は、自由な人民の統治者として不適任である。

またわれわれは英国の同胞たちに対しても注意を怠ってきたわけではない。われわれは、彼らの議会がわれわれに対してまで不当な権限を押し広げようとする企てについて、折に触れて彼らに注意を促してきた。また、われわれがこの地へ移住し入植した状況を、彼らに改めて思い起こさせてきた。

彼らの生来の 遵法精神と寛大さに訴えるとともに、相互の結びつきと親交が必ずや断ち切られることとなるこうした国王の権利の侵害を認めないよう、われわれの血縁的なきずなをとおして訴えてきた。しかし彼ら英国の同胞も、正義の声と血縁の訴えに耳を貸そうとしてはいない。従ってわれわれは、分離を宣言する必要性を認めざるを得ず、彼らに対して、他のすべての人々と同様、戦時においては敵、平和時には友とみなさざるを得ない。

従ってわれわれアメリカ連合諸邦の代表は、大陸会議に参集し、われわれの意図が公正であることを、世界の最高の審判者に対して訴え、これらの植民地の善良な人民の名において、そしてその権威において、以下のことを厳粛に公表し宣言する。すなわち—これらの連合した植民地は自由な独立した国家であり、そうあるべき当然の権利を有する。これらの植民地は英国王に対するあらゆる忠誠の義務から完全に解放され、これらの植民地と英国との政治的な関係はすべて解消され、また解消されるべきである。

そして自由で独立した国家として、戦争を始め、講和を締結し、同盟を結び、通商を確立し、その他独立国家が当然の権利として実施できるすべての行為を実施する完全な権限を有する一と。そして、われわれは、この宣言を支持するために、神の摂理による保護を強く信じ、われわれの生命、財産、および神聖な名誉をかけて相互に誓う。

連合会議の命令により、連合会議を代表して署名。

議長、ジョン・ハンコック

以下、省略